

協議第25号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては、次のとおり提案する。

協定項目	19 慣行の取扱い
市章・市の木・花・歌・憲章・都市宣言・表彰制度については、合併後、新市において制定する。	

平成15年9月30日

旭市・海上町・飯岡町・干潟町合併協議会

会長 伊藤 忠良

様式 3

旭市・海上町・飯岡町・干潟町合併協議会の調整方針

協定項目	19 慣行の取扱い	部会名	総務	分科会名	庶務
		細目			

調整方針	市章、市の木、花、歌、憲章、都市宣言、表彰制度については、合併後、新市において制定する。
------	--

事務事業名	現 況				調整方法・方針
	旭 市	海上町	飯岡町	干潟町	
市町章	昭和39年2月制定	昭和32年9月制定	昭和43年6月制定	昭和45年4月制定	新市において制定
市町の木	クロマツ 制定年月不明	槐(エンジュ) 昭和45年10月制定	黒松 昭和45年10月制定	椿 昭和45年10月制定	新市において制定
市町の花	アジサイ 平成5年10月制定	大紫つつじ 昭和45年10月制定	ひまわり 平成6年10月制定		新市において制定
市町の歌	名称 旭市歌 作詞 高木紅陽 作曲 八州秀章 昭和49年4月制定	名称 海上町民歌 作詞 飯田秀眞 作曲 寺内 昭 昭和49年11月制定			新市において制定
市町民憲章	昭和39年2月制定			平成7年5月制定	新市において制定

事務事業名	現 況				調整方法・方針
	旭 市	海上町	飯岡町	干潟町	
都市宣言	交通安全都市宣言 （昭和41年6月制定） 青色申告都市宣言 （昭和52年3月制定） 非核平和都市宣言 （昭和62年9月制定） 健康都市宣言 （平成9年10月制定）	交通安全宣言のまち （平成8年9月制定） 青色申告宣言のまち （昭和50年11月制定） 非核平和都市宣言 （昭和63年8月制定） コメ市場開放反対都市宣言 （平成5年3月制定） 振替納税宣言のまち （昭和61年6月制定） 廃棄物最終処分場の設置反対の宣言 （昭和63年1月制定）	交通安全のまち宣言 （平成8年制定） 青色申告宣言の町 （昭和48年制定） 非核平和都市宣言 （昭和62年制定） 振替納税宣言の町 （昭和59年制定） 廃棄物最終処分場の設置反対の宣言 （昭和63年制定） シートベルト着用推進のまち宣言（平成8年制定）	交通事故を撲滅するための宣言 （昭和62年制定） 青色申告宣言の町 （昭和53年制定） 非核平和の町宣言 （平成6年制定） コメ輸入自由化反対の町宣言 （平成5年制定） 振替納税宣言の町 （平成3年制定） 廃棄物最終処分場設置反対宣言 （昭和63年制定） 敬老自治体宣言 （平成5年制定）	新市において制定

事務事業名	現 況				調整方法・方針
	旭 市	海上町	飯岡町	干潟町	
名誉市町民	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民又は本市の縁故者 <p>功績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市振興発展に寄与しその功績が卓抜しており、市民のひとしく敬仰する者 <p>推挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が議会の同意を得て推挙 <p>顕彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報による事績の公表 ・名誉市民台帳への登録 <p>待遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式典への参列 ・慶弔の処遇 		<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民又は本町の関係者 <p>功績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く社会文化の興隆に功績が卓越であった者 <p>推挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長が議会の同意を得て推挙 <p>顕彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報による事績の公表 ・名誉町民台帳への登録 <p>待遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式典への参列 ・慶弔の処遇 		新市において制定
表彰	<p>表彰者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多年市の教育、産業、土木、衛生、社会福祉その他公益に関する事業に尽力し、市勢の振興発展に功績顕著な者 	<p>表彰者</p> <ul style="list-style-type: none"> 町の発展及び町民の模範と認められる行為があった者 	<p>表彰者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者 	<p>表彰者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多年の行政、教育、文化、産業、土木、衛生、災害救助、慈善事業その他の公益に関する事業に尽力しその功績特に顕著なる者 	

表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員、各種委員会の委員及び監査委員の職12年以上あり、功績顕著な者 ・特別職で常勤の職に満8年以上あり、功績顕著な者 ・市の公益のために私財を寄附し、又は奇特の行為をし、功績顕著な者 ・市の職員で、満20年以上勤務し功績顕著な者及び満30年以上誠実にその職をつとめ功績顕著な者 		<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員、その他の特別職の職員で非常勤の者にして、任期の定めのある者については引き続き10年以上、任期定めなき者については、引き続き15年以上その職にある者 ・町長、助役、収入役又は教育長の職にあった者で特にその功績が顕著な者 ・町の公益上特にその功労が顕著な者 ・町の職員で満25年以上在籍し、その成績が優秀な者又は職務に精励し、特に他の模範とするに足る者及び事務の能率改善に資する事績、考案、発明を行った者 ・町の団体又は個人で町自治の振興に尽力又は協力した者 ・その他公務に挺身し、又は人名救助や災害救助に尽力した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・町長職にあって4年以上在職した者 ・町議会議員の職にあって12年以上在職した者 ・助役、収入役、教育長の職にあって8年以上在職した者 ・法令に基づく各種委員会の委員等の職にあって16年以上在職した者 ・町の公益のため300万円以上の金品を寄付した者 ・町職員として満35年以上在職し功績特に顕著な者 ・在職者は除く 	新市において制定
----	---	--	--	--	----------